

III、ベトナムの税制

ベトナムの税制は改革の過程にあり、規定の変更、追加が度々行われる。
最近大きな改正(2009年1月1日施行)が個人所得税、法人税、付加価値税、外国契約者税について行われている。

1、税体系

- ①所得に対する税金
個人所得税、法人税、外国契約者税等
- ②取引に対する税金
付加価値税、輸出入関税等
- ③その他
営業許可税

2、個人所得税

PERSONAL INCOME TAX (PIT)

納税義務者

- ① 所得のある居住者
- ② ベトナム国内を源泉所得とする非居住者

居住者

- ① 連続する12ヶ月間で183日以上ベトナムに滞在する者
- ② 課税対象所得は全世界所得であり、
給与及び事業所得について、累進課税(5～35%)が適用される。

日越租税条約の適用

短期滞在者の場合

- ・滞在期間が183日未満
 - ・ベトナム側から報酬が支払われること
 - ・ベトナム側から支払われない
- この設定を使うには十分な準備がいる。

非居住者

- ①居住者以外の者
- ②課税対象所得はベトナム国内の源泉所得であり、
給与及び事業所得について、一律20%課税になる。

課税所得

- ①原則として会社が負担し、社員のベネフィットに当たるものは、すべて課税所得として扱われる。
ホテル代、タクシー代日当など給与扱い
- ②住居手当、従業員に支給する食事手当、一時帰国休暇のための渡航費、子供の教育費
- ③ゴルフ会員権の購入とプレー代

所得控除(2009年1月1日施行の改正法より導入)

①基礎控除

9百万VND/月(2013年7月1日より)

②扶養控除(税務当局へ根拠となる書類を提出することが必要)

3.6百万VND/人/月(2013年7月1日より)

配偶者、18歳未満の子、障害者、月収50万VND
以下の扶養者等

専業主婦は対象にならない(55才以上は可)

**③その他控除
社会保険料等
申告と納税手続き**

居住者：月次申告・納付は翌月20日以内

但し納付額の合計が、5,000万ドン以下の場合3ヶ月ごとに翌月末日までに申告納付

**年次確定申告は課税年度終了時から90日以内
帰国時の確定申告は出国後45日以内**

3、法人税

BUSINESS INCOME TAX (BIT)

①事業年度

会計年度と一致

②課税所得

会計年度内の益金から損金を加算減算した所得
損金に出来る費用は基本的に適切かつ有効で妥当な
書類と公式インボイスが必要。

領収書であり、請求書の役割もある。

10万ドン以上の取引は、公式インボイスを入手する必要がある。

**交際費、接待費、広告宣伝費などの費用については、
税務上損金算入可能な総費用(これらの費用を除く)の15%
(設立後3年間)その後は10%まで損金可能。
課税所得の計算にあたっては、法定監査済みの財務諸表が
基礎になる。
欠損金の繰越控除は5年間認められる。**

③法人税率

標準税率:20%

(2013年12月31日までは25%、2016年からは
20%に引き下げ)

優遇税率:2年免税、4年半減

④申告と納税の手続き

四半期ごとの予定申告・納付は30日以内

年次確定申告・納付は決算日後90日以内

4、付加価値税

VALUE ADDED TAX (VAT)

①特徴

日本の消費税と同様に販売者が徴収して納税する方法。

②納税額の計算

控除法と直接法

控除法

会計帳簿と公式インボイスが必要。

当月売上VATから当月仕入VATを控除して納税額を計算する。

一般的な企業が採用

適切なVATインボイスの入手

否認されるケース:公式インボイスに記載されるべき事項の誤り。
発効日から3ヶ月以内のもの。
VATコード取得前に受領した控除VATは使用できないために、
ライセンス取得後は早急にVATコードを入手する必要がある。
20百万ドルを超える場合の銀行送金の証明
非課税とされる物品・サービスを販売・提供する供給者は、
それに関わり支払った仕入時の付加価値税は控除できない。

直接法

付加価値額から直接確定する方法
個人事業主や家族経営者が採用

③課税取引と税率

課税取引と非課税取引の区分

税率:0%、5%、10%

非課税取引と0%取引の違いに注意

輸出加工企業の取引は非課税取引。

VATの還付による取り戻しはできない。

一方、一般会社での0%取引に対してはVATの還付は可能。

④申告と納税手続き

- ・月次申告と納付を毎月翌月20日までに行う
(年次確定申告は2007年に廃止)
- ・3ヶ月に1回の申告納付もあり
1年間の売上高が500億ドン以下の場合

⑤還付申告

一般的な場合:3ヶ月以上連続して仕入VAT額が
売上VAT額を上回る場合で、その金額が
3億VND以上の場合

新規設立の場合:年次で仕入VATが売上VATを越える場合

新規投資の場合:仕入VATが既存の売上VATを超える場合

輸出企業:仕入VATが1ヶ月に3億VNDを超える場合

5、外国契約者税

FOREIGN CONTRACTOR WITH HOLDING TAX (FCWT)

外国契約者(ベトナムで投資許可を受けていない
外国側当事者)である外国法人及び個人が契約に従い、
経済活動を実施することにより得た収入につき課せられる税。
取引額×(約1%~10%)

申告・納税

サービス契約締結後20日以内に税務当局への外国
契約者税の登録、その後サービスの対価をベトナム企業が
支払都度、10日以内に申告納税

6、輸出入関税

IMPORT AND EXPORT DUTIES

輸出関税

輸出時の契約書ならびにその他の関連書類に基づく売却価格に対して、一部の品目に課せられている。

輸入関税

4種類(標準関税率、優遇関税率、特別優遇関税率、その他)の異なる税率が採用されている。
また、ある一定条件のもと課税になります。

7、営業許可税

下記の定款記載資本金額に応じてそれぞれ年税額を支払う。

- ① 100億超:3百万VND
- ② 50億~100億:2百VND
- ③ 20億~50億:1,5百VND
- ④ 20億以下:1百VND

8、社会保険制度

社会保険:病気、妊娠出産、労働災害、定年退職、死亡
3ヶ月以上の定期雇用を結んでいるベトナム人
のみ適用

保険料負担額:雇用主18%従業員8%

健康保険：診断及び医療処置、機能検査、レントゲン、医薬品、輸血及び点滴、外科手術、医療機器及び医療ベッド別途の使用

3ヶ月以上の定期雇用契約を結んでいるベトナム人及びベトナムの労働契約書によって雇用されている外国人にも

適用保険料負担額：雇用主3%従業1.5%

雇用保険：失業、実習支援、再就職支援

(失業) 無期限雇用契約または12ヶ月以上

36ヶ月以内の期限付雇用

契約を結んでいるベトナム人のみ適用

10名以上を雇用する企業

保険料負担額：雇用主と従業員各1%

9、労務関係諸規則

労働契約書作成

2部作成して各契約者が1部ずつ保管する。

就業規則作成

従業員が10名以上いる場合必要になる。